

（家賃補助） 住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ

～住宅確保給付金（家賃補助）のご案内～

羽曳野市

令和8年7月改訂

住居確保給付金（家賃補助）とは

離職または自営業の廃止・本人の責めに帰さない理由等による収入の減収などで経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

3.8万円（単身世帯） 4.6万円（2人世帯） 4.9万円（3人～5人世帯）

5.3万円（6人世帯） 5.9万円（7人以上の世帯）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により延長が可能 最大9か月）

支給方法：家主等へ代理納付等

住居確保給付金（家賃補助）を受けるには、 次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 離職等の場合は、申請日において、離職等の日から2年以内である。
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった。（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である。（収入には、公的給付等を含む。）

世帯人数	基準額		収入基準額の上限（家賃額の上限）
1人	9.0万円	+家賃額 （基準額 が上限）	12.8万円（3.8万円）
2人	13.2万円		17.8万円（4.6万円）
3人	15.9万円		20.8万円（4.9万円）
4人	19.7万円		24.6万円（4.9万円）
5人	23.5万円		28.4万円（4.9万円）

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	初回(再)申請から再延長まで
1人	54.0万円
2人	79.2万円
3人	95.4万円
4人	100万円
5人	

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同じの世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金（家賃補助）の支給額

- ・月収が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額※
- ・月収が基準額を超える場合は以下の計算式により算出された額となります。

住居確保給付金支給額 = 基準額 + 家賃額※ - 月の世帯の収入合計額

※ 家賃額は賃貸借契約書に記載された実際の家賃額
支給額には上限があります。（前ページ記載）

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。
「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。ただし、社会福祉協議会の審査があります。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月 延長も可能です。
- 3) 一時生活再建費：60万円以内
原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給（家賃補助）までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。ただし、社会福祉協議会の審査があります。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金（家賃補助）の申請をするために必要なもの

① 住居確保給付金支給申請書

② 本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等

③ 【離職等の方】

2年以内（※やむを得ない事業のある場合は最長4年以内）の離職が確認できる資料（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）

※やむを得ない事情のある場合は「医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限のもの）の写し」

【やむを得ない休業等の方】

個人の責に帰すべき理由・都合によらずに就業機会等が減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し（取引先の倒産等や自然災害等により、個人の意思にかかわらず勤務日数や収入が減少していることが確認できる書類）

④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「年金証書及び支払い通知書」、その他各種福祉手帳

⑤ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の申請日の金融機関通帳等の写し

⑥ 賃貸借契約書

⑦ 入居状況報告書（家主または管理会社に記入してもらってください。）

用紙は社会福祉協議会にありますのでお申し出ください。

⑧ ハローワークの発行する「求職受付票（ハローワークカード）」の写し、及び「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」

住居確保給付金（家賃補助）の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配付されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、羽曳野市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は羽曳野市の地域内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワークでの求職申込み

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）に提出してください。
- ハローワーク窓口から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写しを、羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」の用紙が配付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、羽曳野市社会福祉協議会に

「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。

- ・住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付(生活支援費)の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約(初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約)」となります。なお、総合支援資金(住宅入居費)を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- ・総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを羽曳野市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- ・住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- ・既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を羽曳野市社会福祉協議会(生活自立相談窓口)に提出してください。
- ・「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- ・住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・住居確保給付金は原則羽曳野市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について羽曳野市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- ・総合支援資金(生活支援費)の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを羽曳野市社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」の用紙が配付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）に提出してください。
- ハローワーク窓口から発行を受けた、求職受付票（ハローワークカード）の写しを羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は、原則羽曳野市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金（家賃補助）受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、ハローワーク等の利用、羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。（自立に向けた活動を行う場合は、経営相談先からの助言等を受けて作成した「自立に向けた活動計画」による取組みを行ってください。）

- ◆ 毎月2回以上「職業相談確認票」を持参の上、ハローワーク等の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
(自立に向けた活動を行う場合は、経営相談先の助言等のもと「自立に向けた活動計画」を作成し、月1回以上、計画に基づく取組を行うとともに、原則月1回以上経営相談先へ面談等の支援を受ける必要があります。)
- ◆ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付してください。
- ◆ 毎月4回以上、羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所等における職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用して報告してください。（自立に向けた活動を行う場合は、「自立に向けた活動状況報告書」を支援員へ提示して「自立に向けた活動計画」による取組を報告してください。）
- ◆ さらに、羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）より支援プランが策定された場合は、上記に加え、支援プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口へ毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長（最大9か月）が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など

住居確保給付金の受給期間の延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金がかかる書類を準備して、羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）へお越し下さい。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
 - ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- ◆ 羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）へお越しく下さい。

住居確保給付金（家賃補助）を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上の公共職業安定所での就職相談、毎月4回以上の羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、求職活動を怠る方については支給を中止します。
- ◆ 羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）の指示による場合を除く。）については支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同じ世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、拘禁刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金（家賃補助）の再支給について

- ◆ 住居確保給付金（家賃補助）は、原則一人一回の支給です。
- ◆ 以下の方に限り、従前の住居確保給付金（家賃補助）の支給が終了した月の翌月から1年を経過している場合、再度支給を受けることができます。
 - ・ 常用就職に至ったものの、解雇や会社の都合で離職・廃業になった方
 - ・ 収入を得る機会が増加した後、本人の都合によらないで収入が減少した方
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は 会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金（家賃補助）を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金（家賃補助）の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、以降の住居確保給付金の支給を中止するとともに、既に支給した住居確保給付の全部又は一部について返還を求めます。

【お問い合わせ先】

- ・ 羽曳野市 保健福祉部 保健福祉政策課
地域福祉担当

TEL : 072-958-1111（代表）

FAX : 072-947-3840

- ・ 羽曳野市社会福祉協議会（生活自立相談窓口）

TEL : 072-947-3818

072-947-3819